

(「一発で受かる! 原付免許」学研教育出版 2010年2月18日 第1刷から)

- ×
- | | | |
|---|-----|---|
| × | 問1 | 仮運転免許がある。 |
| × | 問2 | 総排気量が50ccまで。 |
| × | 問3 | 自動二輪車以上が自動車。原付は総排気量50cc以下のミニカー以外の車両。 |
| ○ | 問4 | 道交法第2条で歩行者となっている。 |
| × | 問5 | 路側帯を通行できるのは歩行者と軽車両だけである。 |
| × | 問6 | 対向車がないので右寄りを通行してもよい。 |
| × | 問7 | 左側部分の幅が6m未満であれば右側にはみ出してもよい。 |
| ○ | 問8 | 運転者が車から離れていて、すぐに運転できないなど、継続的な停止のこと。 |
| × | 問9 | 横断歩道とその端から5m以内である。 |
| ○ | 問10 | 道路の曲がり角から5m以内の場所では、駐車、停車とも禁止されている。 |
| ○ | 問11 | 安全地帯の左側とその前後10m以内の場所での駐車、停車は禁止されている。 |
| × | 問12 | 交差点とその端から5m以内の場所である。 |
| ○ | 問13 | 荷物の積み下ろしで、すぐに運転できる場合や、怪我人や病人の救護など、やむを得ない場合は駐車してもよい。 |
| ○ | 問14 | 左端から0.75m以上あけられれば路側帯の中に駐車してもよい。 |
| × | 問15 | 自転車の場合は「二重追い越し」にならない。 |
| × | 問16 | 「追越し禁止」の補助標識がミソ。これがあると、追越しのために進路を変えようとしてもだめである。 |
| ○ | 問17 | そのとおり。 |
| ○ | 問18 | 総排気量125CC以下の自動二輪や原付でリヤカーなどをけん引するときは25km/h以下。 |
| × | 問19 | 見通しがよくない交差点でも、信号機があれば徐行の必要はない。 |
| × | 問20 | 黄色の点滅は一時停止不要で、他の交通に注意して進める。 |
| × | 問21 | 交通巡視員は道交法第114条の4に定められた警察職員であるので、従わなくてはならない。 |
| ○ | 問22 | 交差点で交通整理中の警察官が腕を水平にしているとき、対面する方向は停止線で停止しなければならない。 |
| ○ | 問23 | 警察官が前方の信号機と異なる手信号をしている場合は警察官の手信号に従う。 |
| × | 問24 | 図は右折小回りの標識なので、原動機付自転車は小回り右折を行う。 |
| × | 問25 | 一方通行の道路からの右折は、道路の右側に寄り、交差点中央のすぐ内側を進む。 |